

地域再生推進のためのプログラム(案)の概要

1. はじめに

全体としては景気は着実に回復しているものの、
景気改善の状況には地域差

地域の産業構成や輸出競争力の違い

構造変化の進展

少子高齢化

海外への生産移転

公共投資の縮減

深刻な問題に直面

地域産業の衰退

雇用悪化の懸念

中心市街地の空洞化

構造改革の必要性

成功事例

地域の歴史や文化、味覚や風土を発見する観光

食の安全ニーズの高まりに対応した産地直送販売

インターネット等の情報通信網や各種基盤整備に支えられながら、
独自の優れた技術力を活用

地域の持つ可能性や潜在力に着目した
「プラス思考の構造改革」の推進が必要

2. 地域再生の推進の意義及び目的

地域における産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史など地域が有する様々な資源や強みを知恵と工夫により有効活用

文化的・社会的なつながりによる地域のコミュニティの活性化や、民間事業者の健全なビジネス展開を通じ十分な雇用を実現

「自助と自立の精神」「知恵と工夫の競争による活性化」を尊重しつつ、政府が一丸となって創意工夫ある取組みを全面的に支援

3. 地域再生の実現に向けた考え方と今回の取組の概要

考え方

地域再生の実現

民間の知恵や創意工夫を
最大限活用

地域の意思決定の裁量拡大

地域におけるヒト・モノ・カネ、ノウハウ等の好循環の実現
地域の主体的な取組を阻害している制度等の改善や循環を
加速する支援措置

新たな資源の発掘・育成
人材・ノウハウ等の面における積極的・総合的・横断的サポート

経済財政諮問会議、都市再生本部、食料・農業・農村政策推進本部
観光立国関係閣僚会議、総合科学技術会議、産業再生機構等、
各種関係機関等と緊密な連携

取組の概要

(1) 地域主導による資源の有効活用

補助対象施設等の有効活用
アウトソーシングの促進
地域を活かす視点からの制度の改善等

地域主導による公物管理の実現
PFI事業の積極的活用

(2) 地域の視点に立った雇用対策の推進

地域再生雇用支援ネットワーク事業の創設

ジョブカフェの整備

(3) 地域再生の担い手育成等のためのノウハウ等の支援

「地域再生伝道師」の導入
「地域再生支援チーム」の設置

地域再生マネージャー制度の導入
地域づくり支援室などアドバイザー機能の強化

(4) 地域の基幹産業の再生

建設業の新分野進出など経営革新の促進
都市と農山漁村の共生・対流の推進
コミュニティ・サービス事業の活性化支援

農林水産業の再生
中小企業の挑戦・再生の支援等
知的財産の活用による地域産業の活性化

(5) 地域観光の活性化等

案内標識に関するガイドラインの策定
「一地域一観光」を推進する「ひと」「情報」の充実
地域交通の再生

良好な景観・まちなみ形成の実現
「エコツーリズム」の推進

(6) 地域のIT化・バリアフリー化

地域イントラネット基盤施設整備事業等の拡充
移動通信用鉄塔施設整備事業の補助対象拡充
ロボット実証実験における特定実験局開設
駅・まちバリアフリーに関する総合的な構想の策定

管理用光ファイバーの地域再生への活用
駅・まちバリアフリー関連の情報の提供

(7) 地域再生実験の推進

ICカード、パークアンドライド、公共交通・観光活性化連携システム、カーシェアリング等
各種実験の実施

バイオマスタウン構想(仮称)の実現に向けた取組み 地域通貨モデルシステムの導入支援

(8) 支援施策の連携・集中

「まちづくり交付金」等の積極的活用
地域再生雇用支援ネットワーク事業による集中的な支援
環境と経済の好循環のまちモデル事業の実施

(9) 政策金融等の利便性の向上

日本政策銀行の低利融資
中小企業向け政府系金融機関による「金融環境変化対応資金」の融資条件の緩和に向けた取組み
コミュニティ・ファンドの形成支援

(10) 地域再生の推進に資する法案

9本の法案については地域再生の観点からも今通常国会で早期成立を図る。

4. 地域再生推進のために政府が実施すべき施策に関するプログラム

(1) 地域再生の支援措置の提案募集 検討

平成15年度 平成16年1月実施済み、平成16年度 6月目途
(今後のスケジュールについては、6月の提案募集の状況を勘案して決定)

(2) 提案募集に基づき講じることとする支援措置

地域限定 23件
全国対応 118件 可能な限り早期に詳細を公表

5. 地域再生計画の認定に関するプログラム

(1) 地域再生計画の認定 特区の認定と一体的に進める
地域限定の支援措置の適用
円滑・確実な実施のためのフォローアップ等

(2) 地域再生計画の認定申請スケジュール等

平成16年5月を目途
(今後のスケジュールについては、5月の申請状況を勘案して決定)

(3) 地域再生計画の認定申請に当たっての基本的な事項

申請主体、計画記載事項、民間事業者の意見聴取等

(4) 地域再生計画の認定基準

- ・地域再生の推進の意義及び目標と合致していること
- ・地域限定又は全国措置いずれかの支援措置を講ずるものであること等
- ・地域経済の活性化と地域雇用の創造に、必要不可欠な支援措置であること
- ・民間事業者等の提案等適切な意見聴取を行なっていること
- ・計画の実施が適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること
- ・計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

(5) 関係行政機関の長による同意の手続き

(6) 認定しなかった場合、不同意の場合の理由の通知

(7) 地域再生計画のフォローアップ

6. その他

(1) 法令解釈事前確認制度

(2) 地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理・相談等